

規制シート(様式)

160199100570001

平成28年12月9日

規制の名称	改善計画の認定及び委託募集の特例に関する承認・届出	所管府省	厚生労働省・中小企業庁
根拠法令等	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第4条及び第13条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	厚生労働省職業安定局雇用開発部 雇用開発企画課長 北條憲一 中小企業庁経営支援課長 飯田健太
規制目的	中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進すること及び労働力確保の手段として有効な委託募集について、委託に伴う弊害が生じないようにするとともに、迅速かつ円滑な募集を実現することで、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出に資する。		
規制内容の概要	事業協同組合等又は中小企業者は、法第4条第2項の改善計画を作成し、都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。(第4条第1項) 職業安定法において、事業主が労働者の募集を委託しようとする場合には厚生労働大臣の許可を要することとしているが、法第4条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)が事業協同組合をして労働者の募集を行わせようとする場合において、認定計画に係る改善事業の実施に関する相談及び援助を行うものとして厚生労働大臣が承認をした事業協同組合等については、届出により当該募集に従事できることとしている。(第13条第2項及び第4項) また、法第4条第1項の認定を受けた事業協同組合等(以下「認定組合等」という。)の構成員たる中小企業者が当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合においても、当該認定組合等は届出により当該募集に従事できることとしている。(第13条第8項)	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	個別中小企業者又は事業協同組合等が作成する改善計画の範囲に、実践的な職業能力の開発及び向上を図る青少年にとっての有効な機会の創出等に資する雇用管理改善を追加 認定中小企業者が労働者の募集を事業協同組合等に委託する場合の特例を新設 (平成18年法改正)	関連する政策評価結果	—

規制を維持、改革又は新設する理由	<p>改善計画の認定については必要な検討を実施し、認定の申請に当たり提出する書類について、記載項目の一部削除や、一定の場合には資料の一部を提出不要とするなど申請書類の簡素化を行った(平成28年4月1日に関係通達を発出)</p> <p>法第13条第2項の承認は、厚生労働大臣の許可が必要とされている委託募集について、改善計画の認定を受けていない事業協同組合等であっても、当該承認により届出を行うことで、委託された募集に従事できることとする特例の適用を趣旨とするものである。</p> <p>同条第4項及び第8項の届出については、承認組合等及び認定組合等が構成員たる中小企業者の委託を受けて労働者の募集に従事する場合、労働市場に影響を与える可能性があること、労働条件が不明確になる等委託募集に伴う弊害が生ずるおそれもあり得ることから、厚生労働大臣は実際に行われる委託募集の状況を把握しておく必要がある。</p> <p>以上より、現行の規制は必要十分な規制であり維持する必要がある。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	平成33年度		